

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2023

秋号



# Schedule 主要行事予定

令和5年9月～12月

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

<b>9月</b>
<b>4日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会正副部会長会議 【場所】 法人会会議室 【時間】 18:30～
<b>11日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会役員会 【場所】 法人会会議室 【時間】 19:00～
<b>14日(木)</b> <small>一般可</small> ●新設法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>15日(金)</b> <small>一般不可</small> ●県連女性部会連絡協議会セミナー 【場所】 ローズホテル横浜 【時間】 14:30～
<b>20日(水)</b> <small>一般可</small> ●税務無料相談 【場所】 税理士会鶴見支部事務局 【時間】 13:00～
<b>20日(水)</b> <small>一般不可</small> ●福利厚生制度推進連絡協議会 会員増強会議 【場所】 ホテルプラム横浜 【時間】 17:00～
<b>20日(水)</b> <small>一般不可</small> ●インボイス制度説明会及び決算法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>26日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会①開講式 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>10月</b>
<b>2日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会正副部会長会議 【場所】 法人会会議室 【時間】 18:30～
<b>3日(火)</b> <small>一般不可</small> ●令和5年度税制セミナー 【場所】 吉池旅館 【時間】 14:00～

<b>6日(金)</b> <small>一般不可</small> ●新入会員交流会 【場所】 法人会会議室 【時間】 16:00～
<b>10日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会② 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>10日(火)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会役員会 【場所】 法人会会議室 【時間】 19:00～
<b>13日(金)</b> <small>一般可</small> ●オープン経営セミナー 【場所】 横浜グランドインターコンチネンタルホテル 【時間】 17:00～
<b>17日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会③ 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>18日(水)</b> <small>一般不可</small> ●第39回全国大会群馬大会 【場所】 高崎芸術劇場 【時間】 14:00～
<b>19日(木)</b> <small>一般不可</small> ●インボイス制度説明会及び決算法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>24日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会④ 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>11月</b>
<b>6日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会正副部会長会議 【場所】 法人会会議室 【時間】 18:30～
<b>7日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会⑤ 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～

<b>8日(水)</b> <small>一般可</small> ●第27回ほうじん劇場 【場所】 鶴見公会堂 【時間】 17:50～
<b>10日(金)</b> <small>一般不可</small> ●第37回全国青年の集い山形大会 【場所】 やまぎん県民ホール 【時間】 14:00～
<b>13日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会役員会 【場所】 法人会会議室 【時間】 19:00～
<b>19日(日)</b> <small>一般可</small> ●第16回トレジャーハンティング in つるみ 【場所】 鶴見大学体育館・鶴見区全域
<b>21日(火)</b> <small>一般可</small> ●第40回源泉所得税研修会⑥閉講式 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>27日(月)</b> <small>一般可</small> ●新設法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>28日(火)</b> <small>一般不可</small> ●インボイス制度説明会及び決算法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～
<b>12月</b>
<b>4日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会正副部会長会議 【場所】 法人会会議室 【時間】 18:30～
<b>11日(月)</b> <small>一般不可</small> ●青年部会役員会 【場所】 法人会会議室 【時間】 19:00～
<b>14日(木)</b> <small>一般不可</small> ●インボイス制度説明会及び決算法人説明会(※予約制) 【場所】 法人会会議室 【時間】 13:30～

## 新入会員紹介 令和5年4月～7月

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏名	住所	
		電話	業種		紹介者	
鶴見中央		賛助会員	大栗 宗巳		旭区笹野台3-61-5	
市場	フェイスナル&メイクさくら	賛助会員	櫻本 ゆかり		平安町1-58-12-402	申出
豊岡岡野		賛助会員	木村 善晴		化粧品卸小売	(有)つり船隠居屋
駒岡末吉		賛助会員	五木田 雅彦		豊岡町27-19	
生麦		賛助会員	川畑 文明		税理士	松浦企業(株)
豊岡岡野	合同会社 Lanii	正会員	須山 輝明		梶山2-3-41	
鶴見中央	(株)トップエージェント	正会員	本間 文也		090-9770-2719	経営コンサルタント
					090-9825-7065	専務理事・伊藤悦子
					717-7722	横浜生まれ育ちの65歳です。素材メーカーでの人事や中国駐在経験を活かして、人材採用・育成や中国ビジネスなどにお役に立てればと存じます。
					生麦5-4-20-103	専務理事・伊藤悦子
					諏訪坂19-26	
					IT WEBメディア	専務理事・伊藤悦子
					鶴見中央4-2-3 プラズ京急鶴見403	
					建設業	イデア(株)

### 税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 令和5年9月20日(水)、11月15日(水)

■時間 午後1時

■場所 税理士会事務局

横浜市鶴見区鶴見中央4-35-21  
ニックハイム鶴見中央通ビル201号室

☆税務相談を希望される方は  
事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。  
なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

### 〈お詫び〉

23年夏号の表紙におきまして、不適切なものとれる写真を掲載しましたことをお詫び申し上げます。ご指摘をいただきましたご意見を真摯に受け止め、今後はご期待に添えますよう、より一層配慮した記事・写真の掲載に取り組んで参ります。この度は誠に申し訳ございませんでした。

鶴見法人会 広報委員会

### 表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、お子様やお孫さんの成長の記念に。ホットラインの表紙モデルはいかかですか。  
お問い合わせは 鶴見法人会事務局 045-521-2531

## Index

第12回通常総会…………… 1～2

令和5年度役員一覧／鶴見法人会組織図…………… 3

税務署長着任ごあいさつ…………… 4

税務署新任者転任者一覧表…………… 5

法人課税部門幹部紹介…………… 6

鶴見税務署からのお知らせ…………… 7～8

令和6年度税制改正要望事項…………… 9～10

理事会報告…………… 11

事業レポート…………… 11～12

横浜市からのお知らせ…………… 13

税に関する絵はがきコンクール作品募集案内… 裏表紙

# 第12回通常総会

6月15日(木)



令和5・6年度正副会長

第12回通常総会を崎陽軒本店にて開催した。宮田副会長の開会で始まり、大島会長のあいさつをおこなった。『皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。本日は、大変お忙しい中、公益社団法人鶴見法人会の第12回通常総会にご出席をいただきまして誠に有難うございます。会員の皆様には日頃より鶴見法人会の活動にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

開催に当たり、ご来賓と致しまして、鶴見税務署より署長の友岡様、副署長の江崎様、総務課長の田中様、法人課税第一部門上席国税調査官の佐藤様、並びに神奈川県税事務所より所長の郷家様にご臨席を賜りました。ご多忙のなか誠に有難うございます。

さて、3年以上に渡り、世界中で猛威を振るいパンデミックを引き起こした新型コロナウイルスもようやく小康状態になり、ゴールデンウィーク明けの5月8日からその取扱いが2類から5類に引き下げられました。規制も解除されインバウンドの需要も回復し、スポーツ観戦や旅行などのサービス消費も持ち直してきました。今月に入り5日には、実に33年振りとなる日経平均株価が3万2千円を超え、いよいよ経済が動き出したようです。一方で私たち中小企業にとっては、物価や人件費が高騰し、その分を取引価格に転嫁することがなかなか難しく経営環境は一段と厳しさを増しております。2年後にピークを迎える中小企業の2025年問題、いわゆる事業承継問題もあり鶴見法人会の会員減少に拍車がかからなければと心配いたしております。永らく続く会員減少に歯止めをかける為にも、今まで以上に会員の皆様の経営により役立つことを提供できるようにしなければなりません、同時に会員増強にも積極的に力を入れ

なければなりません。会員増強を図る対策の一環と致しまして新たな報奨金制度を導入致しました。会員の皆様や受託保険会社3社様にもご協力を頂き、1社加入につき5,000円の報奨金を支給して推進して参ります。支給の条件と致しましては、対象は正会員に限定し、新規加入された会員の方が鶴見法人会に会費納入をされたことを確認して初めて新規会員の方が1社加入したこととしてカウントさせていただきます。会員増強につきましては、会を挙げて取り組みますので皆様にも是非ご協力を宜しくお願い申し上げます。この件でご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。

本日は総会終了後、3年振りに懇親会も行います。また、この度の総会は改選期に当たり時間を要します。ご審議頂く議案もたくさんございますので、スムーズな進行が出来るようご協力を宜しく願いいたします。

結びに当たりまして、会員の皆様のご事業のますますのご発展とお集まりの皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。私共の挨拶といたします。本日はどうぞ宜しくお願い申し上げます。』と述べられた。

総会では、会長が議長を務め、令和4年度収支決算報告を堀野総務財政委員長が、会計監査を小島監事がおこなった。続いて、令和4年度事業報告、令和5年度事業計画を岡野事業研修委員長が、令和5年度収支予算を堀野総務委員長がそれぞれ報告をおこなった。

続きまして、来賓祝辞を鶴見税務署長友岡一範様より、神奈川県税事務所長郷家雅博様よりいただいた。

最後に伊藤副会長が閉会を宣言して総会は終了した。





堀野総務委員長



大島会長



鶴見税務署長 友岡一範様



神奈川県税事務所長 郷家雅博様



岡野事業研修委員長



小島監事



閉会あいさつ 伊藤副会長



懇親会 乾杯の発声 江崎鶴見税務署副署長



懇親会 祝辞 渋谷鶴見区長



懇親会 祝辞 森東京地方税理士会鶴見支部副支部長

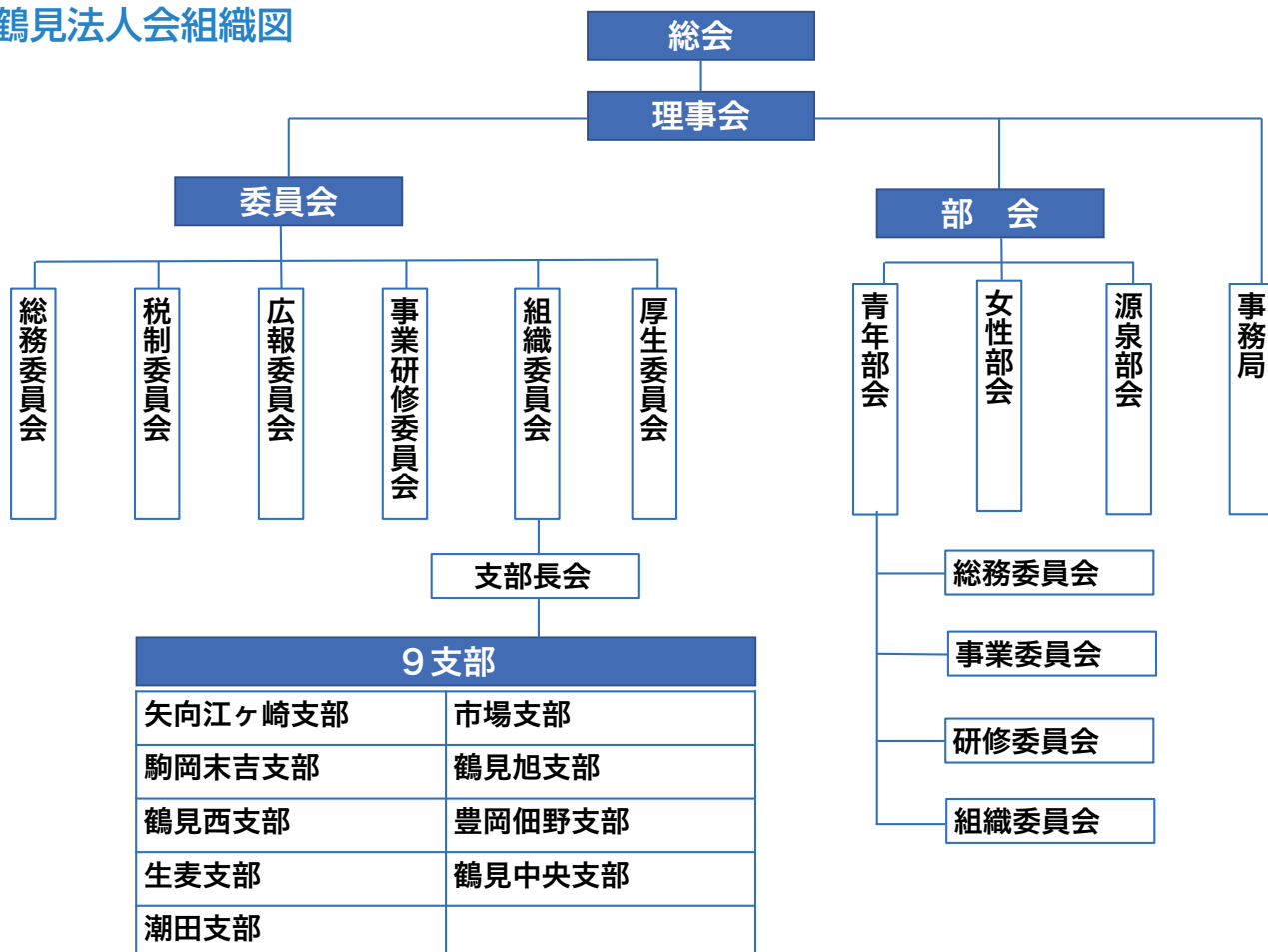


懇親会 閉会あいさつ 榎本副会長

令和5年度 役員一覧			
会長	大島 正之		
副会長	松浦 泰弘 (厚生)	伊藤 文雄 (税制 / 源泉)	山田 雅浩 (事業研修)
	宮田 豊和 (総務)	相村 暁紀 (組織)	高木 邦一 (青年部会)
	榎本ひろみ (広報)	岡野 圭佑 (女性部会)	
専務理事	伊藤 悦子		
常任理事	堀野 弘樹 (総務委員長)	菱田 恒三 (広報委員長)	森松 長裕 (事業研修委員長)
	横須賀雄一 (組織委員長)	野路 晶基 (厚生委員長)	横山 貴一 (青年部会長)
	関口 京子 (女性部会長)		
理事	戸邊 雅史 (源泉部会長)	田中 規義 (税制副委員長)	町 真治 (組織副委員長)
	吉川 貴之 (支部長会代表)	阿部 政彦 (支部長会副代表)	古家 正行 (支部長会副代表)
監事	小島 弘邦	遠藤 一郎	

表紙の写真：上記役員集合写真です。

## 鶴見法人会組織図



## 税務署長 着任の御挨拶



鶴見税務署長 馬場 靖夫

公益社団法人鶴見法人会の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、東京国税局調査第四部統括国税調査官から転任してまいりました馬場でございます。前任の友岡署長と同様に、御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

まずは、大島会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、税の提言に関する事業をはじめ、税を考える週間における事業として「ほうじん劇場」の開催と放映、さらには、青年部会による「つるみんピック2022」や女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」など、税に関する知識の普及と納税道義の高揚に資する事業のほか、地域振興助成事業講演会の開催など、地域企業と社会の健全な発展に資する公益目的事業についても精力的に取り組んでおられると伺っております。

コロナ禍の折、会員の皆様方には企業経営において、様々な困難に立ち向かわれてこられたと存じます。そのような中においても、各種事業を展開しておられていることに対しまして、敬意を表するとともに大変心強く感じております。今年度につきましても、貴会の更なる発展のために、魅力ある活動を続けていただくことを祈念いたしております。

我が国の経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しております。特にデジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革するデジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっております。そのような中で国税庁といたしましては、そうした変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくために、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」そして「事業者のデジタル化促進」という3つの柱を掲げており、これらの目標を通じて「適正公平な課税の実現」に加えて、「社会全体のデジタル・トランスフォーメーション推進」の観点からも社会に貢献していくことが重要であると考えております。

また、インボイス制度につきましては、本年10月から開始されることとなっておりますが、貴会におかれましては、税務署と連携した説明会の開催や会報誌への制度の案内の掲載など、周知・広報に御協力いただいております。誠にありがとうございます。税務署といたしましても、関係府省庁と連携して制度の周知・広報等の各種施策を実施する一方で、登録の申請を不安に思われている方に寄り添った相談体制を整えておりますので、登録の申請等について税務署に御相談いただく場合は、事前に予約をしていただき、申請する際にはe-Taxを御利用いただきますようお願いいたします。

大島会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様方には、様々な活動を通じて多大なる御支援をいただいているところでございますが、今後とも税務行政に対しまして、お力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人鶴見法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鶴見税務署 新旧幹部職員一覧表

令和5年7月10日付

令和5事務年度				部門 及び職名	令和4事務年度			
氏名	異動元				氏名	異動先		
	部署名	課部門	職名			部署名	課部門	職名
馬場 靖夫	調査四部	調査 41	統括官	署長	友岡 一範	退職		
江崎さおり	留任			副署長	江崎さおり	留任		
駒田 裕次	査察部	査察開発	課長補佐	特別調査官 (法人担当)	行船 美穂	戸塚	—	副署長
岡田 宏樹	松戸	個人1	統括官	総務課長	田中 伸二	調査一部	調査審理	課長補佐
都祭 知也	徴収部	納税官	主査	管運1統括	宮崎 香子	総務部	税務相談室	税務相談官
				管運2統括	折野 順二	京橋	管運2	統括官
安齋 正孝	留任			徴収統括官	安齋 正孝	留任		
永友 大介	留任			個人1統括	永友 大介	留任		
三谷 幸博	鶴見	個人3	統括官	個人2統括	中田 和行	税大	東研	教育官
				個人3統括	三谷 幸博	鶴見	個人2	統括官
赤澤 憲一	京橋	資産	統括官	資産統括	源新 清文	練馬東	特官(資産)	特官
鷺津 晋一	課税一部	訟務	総括主査	法人1統括	中村 美夏	総務部	大手町 業務センター	主任管理官
阿達 和則	留任			法人2統括	阿達 和則	留任		
柳井理絵子	藤沢	法人6	統括官	法人3統括	大西 和之	渋谷	法人10	統括官
久保由紀子	課税一部	訟務	実査官	総務課 課長補佐	大島 純子	徴収部	機動課 納税コール センター	主査
大谷 昌弘	保土ヶ谷	法人1	上席	法人1上席 (法人審理)	佐藤 武彦	甲府	法人	審専官
中澤 奨也	留任			法人1調査官 (源泉審理)	中澤 奨也	留任		





### 副署長 江崎 さおり

副署長の江崎（えざき）でございます。公益社団法人鶴見法人会会員の皆様におかれましては、日頃から鶴見税務署の税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年7月着任以降、大島会長をはじめ役員並びに会員の皆様にもいつも助けをいただき、皆様のおかげで充実した一年を過ごすことが出来ました。改めまして感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことに伴い、更に事業活動の幅が広がることと思います。お役に立てるか分かりませんが、これまで以上に皆様との連携・協調を密にしていきたいと考えております。本年度もより一層の御支援御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



### 法人課税第1部門 統括国税調査官 鷺津 晋一

公益社団法人鶴見法人会会員の皆様におかれましては、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、東京国税局国税訟務官室から転任してまいりました鷺津（わしづ）と申します。前任の中村統括官同様、よろしくお願いいたします。

鶴見法人会は、地域に密着した活動を多々行われており、また社会貢献活動も活発と伺っております。私共といたしましても、非常に心強く感じておるとともに、できる限りのご支援をさせていただきたく所存です。

今年一年間どうぞよろしくお願いいたします。



### 法人課税第1部門 法人審理担当上席 大谷 昌弘

この度の人事異動により、保土ヶ谷署から参りました大谷と申します。鶴見署勤務は初めてとなります。鶴見区について、これから見聞を広めていきたいと思っております。

鶴見法人会の皆様方には日頃より大変お世話になっております。これから皆様方にお会いできることを楽しみにしております。

皆様方の活動を側面からバックアップいたしますので、よろしくお願いいたします。



### 法人課税第1部門 源泉審理担当調査官 中澤 奨也

法人課税第一部門の中澤でございます。今年度で鶴見税務署2年目となり、昨年に引き続き源泉所得税事務に担当することとなりました。源泉徴収制度に関しては、改正事項が多く、会員の皆様には対応にお手数をお掛けしております。研修会等では、源泉徴収事務の手続きをより簡単に理解できるような説明を心がけて円滑な事務処理につながればと思っております。また、国税庁では業務の効率化のためにデジタル化にも力を注いでいますので、年末調整手続の電子化やe-taxの導入方法やメリットについてお伝えできればと思っております。一年間どうぞ宜しくお願いします。



## 書類の送付先が変わります

令和5年7月10日から「東京国税局業務センター横浜南分室」において鶴見税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理する「内部事務のセンター化」を実施することとしております。

令和5年7月10日以降、鶴見税務署管内の皆様が申告書や申請書等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター横浜南分室」宛てに送付していただきますようお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

### 宛先

東京国税局業務センター横浜南分室

《郵便番号》236-8551 ※電話番号と間違えないようご注意ください。

神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号

### ご留意いただきたい事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。  
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、業務センターから電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 業務センターから送付する文書の種類によっては、責任者名が税務署長のほか東京国税局長となる場合があります。

## 鶴見税務署の印紙税等間接諸税事務について

令和5年7月10日以降、鶴見税務署には間接諸税担当職員がおりません。  
鶴見税務署の印紙税等間接諸税事務につきましては、横浜中税務署で次のとおり  
行っております。

### ○ 間接諸税担当職員

鶴見税務署には、間接諸税担当職員が常駐しておりませんので、横浜中税務署  
法人課税第2部門から、電話や文書によりお問い合わせをさせていただくことが  
あります。

### ○ 印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続への対応

印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続は、**事前予約**により対応させていた  
だきます。

#### 【事前予約連絡先】

横浜中税務署 法人課税第2部門 電話番号 045-651-1321

※ 税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。  
自動音声にしたがって、「2」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。

### ○ 間接諸税事務に関する面接相談への対応

間接諸税に関する面接相談は、**事前予約**により対応させていただきます。

※ 事前予約連絡先は、横浜中税務署法人課税第2部門（上記と同じ）です。

### ○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は、これまでどおり鶴見税務署総合窓口で  
対応します。

### ○ 郵送提出による送付先

郵送等で印紙税等間接諸税に関する申告書、申請書等を提出される方は、次の  
郵送先となります。

#### 【郵送先】

〒236-8551 神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号  
東京国税局業務センター横浜南分室

税制委員会において昨年より検討を重ね提出に向けて準備を進めてまいりました「令和6年度税制改正要望」を、去る5月19日、県連税制委員会へ提出いたしました。税制委員会の皆さんお疲れ様でした。また、貴重なアドバイスをいただいた方々に感謝申し上げます。

## 令和6年度税制改正要望案（公益社団法人 鶴見法人会）

### 財政健全化に向けて

給付と負担が不均衡の状態にあり、社会保障費の増加に見合う税収等を確保できておらず、社会保障制度の持続が危ぶまれる。また将来世代は、自ら決定に関与できなかった財政の支出に、税負担を負わざるを得ず、不満が高まることが予想される。

財政支出の抜本的な見直しを進め、受益と負担のアンバランスの解消を急務することが必須である。

### 社会保障制度に対する基本的考え方

現在の年金制度では、一定期間にわたり保険料を納めるが、受給する年金額は十分とは言えず、国民は老後の生活に不安を感じている。これらが年金不払いの一因になっているとも考えられることから、年金額の増額及び受給開始年齢の引き下げを要望する。財源確保のために、保険料の納付人数を増やすことも考慮に入れる必要があり、そのひとつの手段として少子化対策が挙げられる。しかし、少子化対策として子育て世代に現金の支給を行うべきではない。現金支給は、緊急事態に対応するための一時対策であり、根本的対策ではない。共働き支援強化など子育て環境の整備を進めることを要望する。

### 行政改革の徹底

行政サービスの必要性とそのあり方を再点検し、最小の経費で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。しかしながら、行政が直面する課題は極めて多種多様であり、深刻な課題が多いのも事実である。業務に取り組む姿勢を新たに、多種多様な課題に前例に囚われることなく柔軟に対応し、優先順位を見直し、民間の良いところも取り入れ、効率的な市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

### マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、交付率6割を超え、保険証利用も始まり今後利便性向上に向けた施策の導入が見込まれているところではあるが、これに反し個人情報の漏洩やプライバシーの侵害等負の側面の拡大が懸念される。

また、マイナンバーカードの普及に伴い、企業の個人情報保護対策を実施するために、公的個人認定制度サービスを利用することがあるが、多大な費用と労力を要することが見込まれる。企業が同対策を実施する際の資金面での支援強化を要望する。

### 中小企業の活性化に資する税制措置

法人税に関して、中小法人に適用される軽減税率の特例である税率15%の適用期限が2024年3月31日までの2年間延長されたことは評価する。しかし、中小企業が今後予想される厳しい環境の変化に対応するためにも、現行の軽減税率15%の適用所得金額について1,600万円程度の金額への引き上げ、及び時限措置ではない軽減税率15%の本則化を是非とも求める。本則化が実行された際には、企業はその結果生じた剰余金を雇用の拡大及び賃金引き上げ並びに設備投資の促進に割り当てることが期待される。

### 事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事

業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されたことは評価するが、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがない。同制度は納税を猶予する制度から、免税とする制度へ拡充すべきである。

また、中小企業が円滑な事業承継を行うため、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見直しを積極的に行う等、事業承継税制の抜本的な創設を求める。

特に、事業用資産を一般資産と切り離して、業種や利用形態により事業用資産への課税の軽減あるいは免除するような制度を創出することが必要である。

### 消費税への対応

消費税率引き上げに伴う軽減税率の導入は、事務負担の増加やシステム対応を企業に負わせることとなり、現在も企業の運用上の負担は続いている。このため、軽減税率制度を廃止して、単一税率にすべきである。また、令和5年10月1日より、適格請求書保存方式が導入されて各企業の選択とはいいつつも、資金力の乏しい中小零細事業者にとっては、以下のような事情等により様々な不利益が予想されることから、消費税の適格請求書保存方式導入の再考を求める。

例えば、小規模な免税事業者が取引から排除され、実質的な値引きを強要されることが懸念される。また、元請業者から課税事業者の選択を迫られてこれを選択した場合には、消費税の納税等で資金繰りが悪化してしまう恐れがある。さらに、その選択の要請を拒否した場合には、取引停止の可能性もある。

### 地方創生について

明治維新後に進められた、権力の中央への集中化を改め地方への分散化を図ることが必要である。人、物、金が東京を中心とした首都圏に過度に集中する中、大規模な災害に見舞われた場合、首都圏機能が麻痺し、国家の運営ひいては国民の生活が脅かされることとなる。

まずは、この新型コロナウイルス感染症拡大時にICT技術を活用したネット会議等私たちが直接顔を合わせるまでもなく、業務遂行が可能であったという事実を直視、精査し、この技術の発展を後押ししていくことが大切であるとする。国家規模での情報インフラの整備及びICT技術の活用等、中央集権化で蓄積されてきた首都圏の活動の利便性により、更に人、物、金が集中してしまうという現状を打破し、首都圏以外への分散化を図ることができるものとする。そのためにも税制の在り方については、税収の拡大ありきではなく、「成長を促す機能としての税制」ととらえた仕組みとして、地方活性化に取り組める税制へと大胆に改革していくことが必要である。

### 財政・行政の効率化等

地方自治体の行財政の効率化の推進のボトルネックとなっているものは前例主義にあると思われる。

「前例がなければ前例を作る。」という意識改革が官民ともに必要である。税制の恩典・インセンティブにより地方産業を活性化し、地方自治体（官）と活性化した地方産業（民）との力で前例主義の改革に取り組み地方



活性化を推し進めていくべきである。

地方産業の活性化のため、まず、国、県、市町村にまたがるいわゆる行政の二重手続きを大幅に見直し、簡潔に手続きが進められるよう改革をすすめていくことを要望する。

### 繰越欠損金の無期限化

諸外国に比べ制度が厳しく、企業の国際競争力の観点からも好ましくはない。企業にとって課税上の期間損益の通算は、経営の安定化を図る為には非常に重要であることから、欠損金の繰越期間を無期限化すべきである。

### 賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入

賞与や退職金について、給与規程、退職金規程等で支給が明確に定められているのであれば、企業は従業員に対して確定債務的な要素を有していると考えられる。「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」等、企業会計において賞与引当金、退職給付引当金の計上が求められていることから、法人税上も損金算入を認めるべきである。

### 役員報酬損金算入の緩和

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

### 交際費損金算入の緩和

交際費は周辺地域に対する地域振興や社会貢献活動等に不可欠な費用であるとともに営業費用としての一面もある。企業の活動にとって必要な経費を否定することは誤りであることから、抜本的な見直しを行い、損金算入要件の大幅な緩和を検討して頂きたい。

### 受取配当金の益金不算入

配当金は株主としての地位に基づいて分配される剰余金であり、支払法人側が損金算入されないのであれば、受取法人側も益金算入すべきではない。したがって、本来の二重課税排除の趣旨に即し、受取配当等は全額を益金不算入とすべきである。

### 手続きのデジタル化及び簡素化

あらゆる税務手続きに関して、バックオフィスの更なる生産性の向上やコロナ禍で定着しつつあるテレワークという働き方を考慮すると、手続きのより一層のデジタル化が必要になる。行政においてデジタル庁の下、DXの推進が掲げられていることから更なる電子化を求める。また、この電子化に加え、手続きを抜本的に見直し真に必要なものに絞り込む等の合理化、簡素化を図るべきである。

### 相続税のあり方

相続税は、高齢者の資産の流動化や消費意欲を高め、景気を活性化させる機能も期待されている。しかし、基礎控除改定後、負担率はすでに先進主要国並であることから、これ以上の課税強化はすべきではない。

### 贈与税について

贈与税は、教育資金、結婚子育て資金、住宅取得資金については非課税措置があり、暦年課税を組み替えることで、生前贈与が活発に行われ、早い段階で資産の移転を受けた若年層に、その資産を活用してもらうことで、景気の活性化が見込まれる。 暦年課税の基礎控除金

額110万円の拡大を求める。

### 所得税のあり方

基幹税として位置付けられる所得税については、直間比率との関連性を同時に考慮すべきである。「公平性」の観点からは、国民に広く税負担を求めることは理解できる。

しかしながら、その「公平性」のために低所得層に少なからず影響を及ぼす課税最低限を引き下げを行うのであれば、課税累進度の強化、資産所得を中心とする分離課税の縮小、課税ベースの拡充等中高所得層の課税の適正化についても措置することを検討されたい。所得格差が拡大してきた中、課税最低限の引き下げのみ実施することには疑問が残る。

現行の所得税は包括的所得税の考えを逸脱しているやに見え、ガラス張りの給与所得者の不公平感をぬぐえないまま、現在に至っている。給与所得者以外の所得も広く捕捉することが必須である。

### 各種控除制度の見直し等

社会情勢、経済社会の構造の変化を鑑み、各種控除制度の整理は必要であろう。

ここでも優先されるべきは「公平性」である。複雑化している各種控除は実態に即し、よりシンプル(簡素化・集約化)に整理すべきである。

近年課題となっている配偶者控除は、社会保障制度との関連性を見ながら廃止の方向で整理すべきである。

また、個人所得税に関しては、現行2,000万円以上の給与所得者同様の確定申告制度を拡充することにより、納税者意識の向上、企業の業務軽減につなげられるのではないかと考える。

### 償却資産税について

日本経済を支える中小企業の事務負担の軽減のため、少額減価償却資産については申告対象外とするとともに期日を事業年度末とされたい。

### 事業所税の廃止

地方税法で定められた都市に課税されており公平性の観点から廃止すべきである。

### 租税教育の実施

納税の意義、税の役割について、そして収めた税金の使い道まで、興味をもてるように将来を担う子ども達の為に学校での租税教育活動の実施を義務付けるよう要望する。

### 印紙税の廃止

印紙税について、紙媒体で作成される文書のみ課税され、電子文書は対象外とは、同じ目的で作られた文書であるのに「課税文書の作成」の有無により課税されるのは、公平性に欠けるものであり、廃止を要望する。

### 環境問題に対する税制上の対応

日本国内では環境問題に対応するために様々な税制上の取り組みが行われている。例えば、自動車税や重量税など、排出量に応じた税金の導入、エネルギー効率の良い製品に対する消費税の減税、再生可能エネルギーによる売電に対する税制優遇処置などがある。

しかしながら中小企業にとって使い勝手のいいものとは言い難い。中小企業の取引に幅広く適用できるような制度の見直しを要望する。

法人会会議室において、理事・監事19名が出席し開催した。

議題は、下記についての承認・報告をおこなった。

承認事項

入会・退会報告について

報告事項

職務執行状況報告について



大島会長



馬場鶴見税務署長

## 事業 Report

### 2022年度事業報告会

5月16日(火)

#### 青年部会

会場となる鶴見法人会事務局に於いて、部会員50名、来賓6名、卒業生3名、その他3名の計62名が参加し、2022年度の事業報告会が執り行われた。今回は来賓として本会より大島会長、高木副会長にご臨席頂いた。始めに船越副部会長の開会挨拶により報告会の幕が開け、その後、田中部会長による挨拶があった。石本書記より2022年度の事業報告、収支報告並びに委員会活動報告が行われ、その後、横山新部会長による今後の方針や意気込みが発表され、大いに会場が沸いた。横山新部会長による新年度の組織及び役員紹介がされた後、武井書記から2023年度の事業計画の発表が行われた。その後、大島会長と友岡税務署長による来賓挨拶を行い、田中部会長より卒業生に記念品授与を行い、卒業生の皆様に一言づつお礼の言葉と青年部会での思い出話を語って頂いた。(今回新しい取り組みとして卒業証書も手渡し)相澤副部会長による閉会の挨拶後、記念撮影を行い無事に2022年度事業報告会が終了した。



### 令和4年度活動報告会

5月23日(火)

#### 女性部会

「令和4年度活動報告会」をホテルプラム横浜にて鶴見税務署友岡一範署長ほか幹部の皆様、大同生命保険(株)新横浜支社の皆様、本会より大島会長、榎本副会長を来賓にお迎えし開催、27名が参加した。

第1部では徐々に活動を再開した年間の女性部会の活動を、写真を用いた冊子と共に報告。第2部では、江崎さおり副署長より「税にまつわる豆知識」をテーマにビール>発泡酒>新ジャンルの原料、税金の違い等。また副署長が実践中の「かかと落とし健康法」など楽しい話を交えてご講演いただいた。

さらに第3部では4年ぶりの会食を伴う親睦会となり美味しい食事とお酒をいただき来賓、会員の皆様と楽しいひと時を過ごし親睦を深めた。



友岡署長



江崎副署長



### 初級簿記講習会

5月29日(月)～6月9日(金)

#### 税制委員会

全10日間の講習会を法人会会議室にて開催した。

東京地方税理士会鶴見支部の佐々木順一税理士(前半)、税理士(後半)が講師を担当し、会員企業延べ35名の受講者が簿記の仕組みから決算までの講習を受けた。





## 第60回チャリティーグリーン研修会

5月30日(火)

### 厚生委員会

第60回グリーン研修会をレイクウッドゴルフクラブにて、6組24名が参加し開催した。優勝を目指してアウト、インに分かれてスタートした。パディーありOB、池ボチャありと悲喜こもごも。プレー終了後は表彰式を行いプレーや成績を称え合い、懇親を深めた。また、寄付金を社会福祉協議会へ寄贈した。



## 生活習慣病検診

6月3日(土)・7日(水)・7月3日(月)

### 厚生委員会

1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を3日間にわたりココファン横浜鶴見にて実施した。



## 青年部会6月組織例会

6月25日(日)

### 青年部会

コロナ禍により法人会活動への制限が多かった中、解放された時間を使い、会員同士の親睦を深め、より一層の連携・結束の強化を目的としてリコパ鶴見(旧イトーヨーカドー鶴見店)屋上にてバーベキュー親睦会をおこなった。

当日は梅雨の晴れ間で天気は快晴、青年部会員49名、部会員の家族など52名、高木副会長、ゲスト14名のご参加をいただき、当初の予定を大幅に上回る総勢116名による盛大な会となった。

木野幹事が司会の元、始めに横山部会長の挨拶、続いて高木副会長の乾杯挨拶の後、バーベキュー親睦会がスタートした。開始とともに各テーブルからは楽しそうな声が聞こえ、横山部会長によるオマール海老、タラバガニ争奪じゃんけん大会には子どもだけでなく、各テーブルの大人達も代表者として参加し大いに盛り上がった。

途中から始めたかき氷は、シロップとコンデンスミルクは子どもたちが好きなだけ掛けられるようになり、行列が出来て大繁盛だった。また、サザエ釣りや大縄跳び、スイカ割りには大勢の子ども達が参加し、とても楽しんだ。

水浴びも始まり、大人も子供も快晴の中、笑顔が溢れた。最後に実行委員長の池原の挨拶と原副会長の締めにより、バーベキュー親睦会が終了した。

## 日帰りバス研修会

7月6日(木)

### 女性部会

女性部会員19名、事務局1名、総勢20名が参加し、5年ぶりの日帰りバス研修会を開催した。

行先は都内方面で、鶴見駅東口バストウエスタン前に集合し、午前中は皇居東御苑の参観、その後、第一ホテル東京においてビュッフェスタイルの昼食を楽しんだ。午後には迎賓館赤坂離宮本館・庭園を参観、そして日本銀行に併設されている貨幣博物館を見学した。

晴天にめぐまれ、部会員の皆様と親睦を深め、有意義な1日となった。





## インターネット等を利用した市税の納付方法について

### ■ 地方税共通納税システム

eLTAX を使用し、**全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。**さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAX ウェブページをご覧ください。



#### 【対象税目】

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） ●固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）

### その他の納付方法

#### ▶スマホ決済

対応アプリで納付書のバーコード又は eL-QR を読み取り、手続きを行います。

#### ▶クレジット納付

専用サイトから納付書の eL-QR を読み取り、又は納付番号等を入力して納付手続きを行います。

※税額に応じてシステム利用料がかかります。

#### ▶ペイジー納付

金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し、納付手続きを行います。

#### ▶口座振替

「横浜市 Web 口座振替受付サービス」からお申込みが可能です（個人口座のみ、一部金融機

#### 【対象税目】

- 個人市民税・県民税（普通徴収分） ●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
  - 固定資産税（償却資産） ●軽自動車税（種別割）（※）
- ※軽自動車税（種別割）は口座振替の対象外です。



最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

## 税証明がスマートフォンやパソコンから申請できます！

横浜市ではスマートフォンやパソコンを利用して、24 時間いつでも・どこからでも税証明を申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届けしますので、区役所等窓口への来庁が不要です。また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が不要となるため、大変便利です。是非ご利用ください。

（横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。）

### ■取得できる証明書

- ・市民税・県民税課税（非課税）証明書
  - ・固定資産税に関する証明書（評価証明書・公課証明書）
  - ・納税証明書（※）
- （※）一部対象外のものがあります

### ■申請できる方

- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）を所有する個人の方
- ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人の方（代理人や第三者からの申請はできませんのでご注意ください。）

### ■申請ページ

こちらのウェブページから申請ください。

横浜市 税証明 オンライン申請

（個人の方はスマートフォンから、法人の方はパソコンから申請ください。）

# 第14回 税に関する 絵はがきコンクール 作品大募集

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施しております。お知り合いの方々へもお声かけをお願いいたします。

1. テーマ 税に関する絵
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。
3. 応募点数 児童1人につき1点とします。
4. 応募方法及び応募先

専用の応募用紙は、鶴見法人会事務局にて配布しています。

また（公社）鶴見法人会HPよりダウンロードすることもできます。

応募用紙付属の「はがき」または「官製はがき」に氏名等の必須事項および税に関する絵をかいて、ポストに投函してご応募ください。

5. 応募締切 **2023年9月30日（土）必着**



**第14回 税に関する 小学生のみならず 大募集!**

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施しております。お知り合いの方々へもお声かけをお願いいたします。

### 募集内容

1. テーマ 税に関する絵  
(現金、税金で買われている建物・施設、税金で購入される物品、税金で買っているお菓子など)
2. 応募資格 鶴見区在住、又は鶴見区の小学校に在学している小学生が対象です。  
● 税に関する絵は必ずご本人が書いてください。

**絵を描くときのポイント**

- ・書くふちどりにして書くふちぬるといいます。
- ・糊も入れるといいます。
- ・糊裏にも色を塗ってください。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。
4. 応募方法及び応募先  
付属の「はがき」又は「官製はがき」に氏名等の必須事項および税に関する絵を描いて、ポストに投函してご応募ください。  
また、通達素材は問いません。文字や模様などの描き入れはご自由とします。  
[応募先・お問い合わせ先]  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1 ナイス第2ビル5階  
公益社団法人 鶴見法人会 tel. 045-521-2531
5. 応募締切 2023年9月30日(土)
6. 審査 応募作品は、11月の抽籤を兼ねる巡回バスに併せて、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。
7. 表彰・発表  
審査結果(入賞作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人に通知致します。  
なお、優秀作品につきましては、表彰状と副賞を贈ります。又、公益財団法人 全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展いたします。  
★副賞★  
図書カード  
・鶴見区総務長賞  
・鶴見区長賞  
・鶴見区民会 会長賞  
・鶴見区民会 女性部会賞 他
8. 注意事項  
(1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。  
(2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。  
(3) 応募作品は法人会ホームページやウェブサイト等への掲載、または法人会が行う事業において転載することがあります。  
(4) 応募者の個人情報(入賞者等への連絡や表彰状の送付、展示など)に関する絵ははがきコンクール(事業)の実施のためにのみ使用します。  
(主催) 公益社団法人 鶴見法人会 女性部会  
(後援) 公益財団法人 全国法人会総連合  
国税庁

※ 法人会とは 法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓蒙・租税教育活動を積極的にすすめる約75万社の経営者の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

郵便番号: 2300051

〒2300051

鶴見中央4-36-1  
ナイス第2ビル5階  
公益社団法人  
鶴見法人会 女性部会

「税に関する絵はがきコンクール」係

※ 必須事項を必ずご記入ください。

小学校名	学年	氏名
〒	市	区
〒	市	区
電話番号	〒	市
FAX番号	〒	市
氏名		

私たちは税金を通じて、お互いに変えて暮らしています。自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう!

### 税金って何?

みなさんも自分の「おこづかい」でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。  
つまり、みんなで社会を支えるために集められる「費用」と言えます。その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。

税金を支払っている人

税金を払っている人

税金を払っている人

税金を払っている人

### 税金はどんなことに使われているの?

みなさんに一番身近な「学校」では、税金を課せたり返すための、毎日使っている教科書や紙・イス・掃除機、パソコン・実習道具の購入などに使われ〇〇〇〇法人会  
これだけでなく、みなさんが安心して暮らすために立派な道路、毎日安全に暮らすことができるように道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防の活動など、税金は私たちの暮らしやすい環境を作るために、様々なところで使われています。

税金を支払っている人

税金を支払っている人

税金を支払っている人

詳細は、専用応募用紙をご覧ください。

鶴見法人会 女性部会